

京都市職員服装規則の一部を改正する等の規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第68号

京都市職員服装規則の一部を改正する等の規則

(京都市職員服装規則の一部改正)

第1条 京都市職員服装規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「大学教職員及び」を削る。

(京都市立看護短期大学学則及び京都市立看護短期大学事務分掌規則の廃止)

第2条 京都市立看護短期大学学則及び京都市立看護短期大学事務分掌規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)